関西教育行政学会

会　　報

第 4 号

The Kansai Society for Educational Administration

〒 606-8501
京都市左京区吉田本町
京都大学大学院教育学研究科
教育行政学研究室気付
関西教育行政学会事務局
Mail:　kansaisea@gmail.com
HP: http://ksea.jp/

■□■□■□■□■□■　8 月例会のご案内　■□■□■□■□■□■

【日時】　令和 7 年 8 月 23 日（土）午後 2 時から 5 時

【場所】　四天王寺大学あべのハルカスサテライトキャンパス（ハイブリッド開催 : Zoom 併用）

【報告】　2025 年 8 月例会はミニシンポジウムとして開催します。

「学校運営協議会制度の現状と課題　―関西で語る、関西の状況―」

【趣旨】

2025 年 8 月例会において、本学会では初の試みとして「ミニシンポ」を開催することにした。ミニシンポとは規模が小さいという意味ではなく、登壇者は全て本学会会員、対象は京阪神（京都市、堺市、神戸市）に限定するという形式を示すものである。学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）は 2023 年時点で導入率は全国で 52%に達している。近年、文科省では学校運営協議会を「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の実現を目指す組織と位置付けている。しかし、現時点ではその機能と役割について必ずしも合意が形成されているとは思えない状況がある。ミニシンポでは堺市立中学校の現職校長、教職大学院教授（元京都市立小学校校長）、神戸市立義務教育学校教諭、社会教育研究者の 4 名に登壇いただき、それぞれの視点からの学校運営協議会の現状と課題を報告頂き、その現状と課題について論じることを狙いとするものである。

【登壇者】

①管理職の立場から：　三戸口聖子　会員（堺市立原山台中学校）

②教員の立場から：　山端　真司　会員（神戸市立義務教育学校港島学園）

③学校教育研究の立場から：岸田　蘭子　会員（滋賀大学教職大学院）

④社会教育研究の立場から：宮村　裕子　会員（京都産業大学）

司　会：西川 信廣 会員（京都産業大学名誉教授）

【会場案内】　〒545-6023　大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43　あべのハルカス 23 階

※上図は、Google Map（https://www.google.com/maps?authuser=0）より引用しました。

あべのハルカス内の順路は以下の通りです。

①近鉄百貨店タワー館地下 1 階北口となりのシャトルエレベーターに乗って 17 階へ

②17 階で一度降りて、エレベーターを乗り換えます。オフィスフロア用のエレベーター【低階層（17-25F）用】に乗って 23 階へ

③23 階で降りていただくと、サテライトキャンパスのエントランスです。

※上記説明は四天王寺大学 HP（https://www.shitennoji.ac.jp/career/abenoharukas/access/）より引用しました。詳細は上記 URL よりご確認ください。

（参考）近鉄百貨店タワー館地下 1 階案内図（赤でマークした箇所がシャトルエレベーターです）

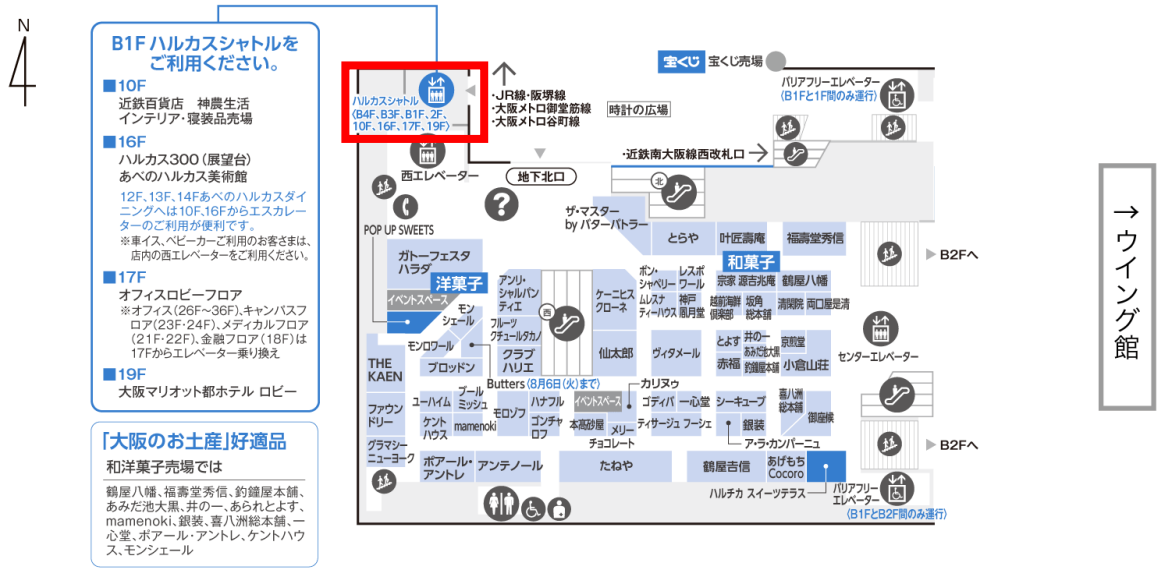

※上図は近鉄百貨店 HP（https://abenoharukas.d-kintetsu.co.jp/floor/tower/b1）より引用しました。

【オンライン参加】　本例会では、オンライン会議システム「Zoom」を使用いたします。以下の URL よりご参加ください。

※オンライン参加の方の資料については、以下の URL からダウンロードいただけます（報告までにアップロードされます）。

※下記 URL より Zoom の使用方法に関する資料をご参照いただけます。

■□■□■□■□■□■□　事務局より　■□■□■□■□■□■□

【理事会報告】

2025 年度第 2 回理事会が、6 月 21 日（土）に京都光華女子大学にて開催されました。

〈報告事項〉

- 会員異動について

  異動、新入会員、退会について承認を行いました。

〈審議事項〉

- 年次大会について

  年次大会の日程について審議を行ったほか、浅田理事よりシンポジウムの企画案について提案され、審議を行いました。

- 研究推進企画について

  研究助成事業の募集について審議を行ったほか、ミニシンポジウムの内容について報告されました。

- 紀要について

  編集スケジュールの改善と書評への応答を設けることについて審議を行いました。

【会員異動】

〈異動〉

岩田　　春菜　　（静岡県教育委員会）
大藪　二三雄　　（神戸市立井吹台中学校）
小関　　雅司　　（島田樟誠高等学校）
新林　　章輝　　（静岡県立静岡農業高等学校）
宮村　　裕子　　（京都産業大学）

〈新入会員〉

石田　　聖貴　　（京都大学・研究生）　[推薦者：開沼太郎（京都大学）]

岡　　弘明　　（京都大学大学院・院生）　[推薦者：開沼太郎（京都大学）]

〈退会〉
谷川　　至孝

【2025 年度大会の日程について】
2025 年度大会の日程は、12 月 14 日(日)と決定しました。

【6 月例会の動画公開について】
6 月例会の模様を収録した動画を YouTube に公開いたしました。下記の URL より視聴いただけます。

なお、動画の公開は 7 月末までとさせていただきます。8 月以降に動画の視聴を希望される場合は、事務局までお申し出ください。視聴方法をご連絡いたします。

【例会報告のお願い】
例会報告について、会員の皆さまのご協力をお願いいたします。
ご希望の方は、例会担当の浅田理事もしくは事務局までご連絡をお願いします。

【研究助成事業】
本学会の若手研究者を対象とする研究助成事業の募集を行っております。応募期間は、**2025 年 8 月 22 日（金）**（必着）までとなっております。助成対象者には、7 月上旬にメールにて案内を送付しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【会費納入のお願い】
2025 年度学会費の納入をお願いいたします。一般会員は 7,000 円、学生会員は 3,500 円です。
なお、名誉会員につきましては会費の納入は不要です。
会費の納入状況につきましては、遠慮なく事務局までお問い合わせください。

郵便振替口座番号：０１０００－８－３４２２７　　加入者名：関西教育行政学会

他の金融機関から当学会郵便振替口座へお振込みをしていただく際は、以下の振込用の店名・預金種目・口座番号・受取人名をご指定ください。

銀行名	ゆうちょ銀行
金融機関コード	９９００
店番	１０９
店名（カナ）	一〇九店　（イチゼロキュウ店）
預金種目	当座
口座番号	００３４２２７
カナ氏名 （受取人名）	カンサイキヨウイクギヨウセイガツカイ （全て大文字）

【事務局からのお願い】
所属、住所、メールアドレス等が変更になりましたら、お手数ですが事務局までご一報ください。

【事務局の連絡先】
住所：〒606-8501
京都市左京区吉田本町
京都大学大学院教育学研究科内
電話：075-753-3080
Mail：kansaisea@gmail.com

【例会報告概要】

６月例会	6 月 21 日（京都光華女子大学光耀館 2 階 273 教室） 【司会】宮村裕子（京都産業大学）

【報告】西川　　潤　会員（京都光華女子大学）

大阪市における都市政策と教育政策

―都心回帰と学校規模への影響に着目して―

本稿は、大阪市を事例に、都心回帰をもたらす都市政策が教育環境、特に学校規模に及ぼす影響とその政策的文脈を考察するものである。全国的な少子化とは対照的に、大都市都心部では再開発による子育て世帯の流入で児童数が急増し、学校の過大規模化が問題となっている。この背景には、国の都市再生政策や、維新市政以前から始まり維新市政下で加速した大阪市の都心居住促進政策といった複合的要因が存在する。

こうした状況に対し、市が設置したプロジェクトチームの対応を軸に、①旧高校跡地を活用し、市長のリーダーシップと民間との土地交換によって「分離新設」が実現した中之島小中学校、②地域コミュニティへの配慮から「地域分校」という形式が採られた堀江小学校、③用地不足により抜本的対策が遅延している開平小学校の3つの事例を分析した。

考察の結果、過大規模化への対応は利用可能な土地の有無、首長の政治的判断、地域住民の意向に大きく左右されること、そして教育行政が民間主導の開発に後手に回らざるを得ない構造的課題があることを明らかにした。また、学校統廃合が既存コミュニティの「再編」であるのに対し、都心部での分離新設は新たなコミュニティの「創造」という異なる力学を持つことを指摘した。

【報告】平阪　美穂　会員（大阪経済法科大学）

地方自治体におけるスクールロイヤー制度の活用と課題

学校が抱える課題の複雑化・多様化、教員の多忙化を背景に、「チーム学校」、「教員の働き方改革」に取り組むため、学校と多様な専門家や専門機関との連携が政策として進められている。スクールロイヤー制度は、複雑化する学校の問題に対して法律の専門家である弁護士が関与することで問題を予防・解決しようとするものであり、令和２年度からは、都道府県及び指定都市教育委員会における弁護士等への法務相談経費について、予算措置が講じられている。スクールロイヤーを配置する自治体は増加し、普及が進んでいるように見受けられるが、運用実態については多様であり、その役割についての検討は、一定の蓄積があるが、地方自治体におけるSL制度の在り方については未整理である。

本報告では、市町村単独でスクールロイヤー制度を導入し、独自に取り組みを進めている自治体に着目し、その運用実態、成果について検討を行った。市としてスクールロイヤー制度を導入することで、学校が弁護士に相談することへのハードルが低くなり、問題の初期段階で相談することで、より問題の早期解決につながっていること、教員の生徒指導、保護者対応に対する心理的負担が軽減されていることが明らかとなった。また、制度利用の促進策、人材の安定的な確保、育成が課題として指摘された。